

生駒市規則第 1 7 号

給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第 1 条 給料等の支給に関する規則（昭和 3 2 年 7 月生駒市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「以上」の次に「（満 1 8 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者にあつては、年額 1 , 5 0 0 , 0 0 0 円以上）」を加える。

第 4 条の 2 第 1 項第 2 号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは条例第 8 条の 2 第 3 項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に改め、「額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第 3 項中「提示」の次に「又は第 4 条の 7 の 2 に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第 4 条の 4 第 3 項中「第 8 条の 2 第 6 項」を「第 8 条の 2 第 7 項」に改める。

第 4 条の 5 第 1 項の表に次のように加える。

65 キロメートル以上 70 キロメートル未満	43,700 円	42,200 円
70 キロメートル以上 75 キロメートル未満	47,200 円	45,700 円
75 キロメートル以上 80 キロメートル未満	50,700 円	49,200 円
80 キロメートル以上 85 キロメートル未満	54,200 円	52,700 円

85 キロメートル以上 90 キロメートル未満	57,700 円	56,200 円
90 キロメートル以上 95 キロメートル未満	61,100 円	59,600 円
95 キロメートル以上 100 キロメートル未満	64,500 円	63,000 円
100 キロメートル以上	67,900 円	66,400 円

第4条の7中「次」の次に「の各号」を加え、同条第2号中「同条第2項第2号に定める額」の次に「（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第1号」を「同条第2項第1号」に改め、同条第3号中「同条第2項第2号に定める額」の次に「（駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第2号」を「同条第2項第2号」に改める。

第4条の7の次に次の3条を加える。

（駐車場等の要件）

第4条の7の2 条例第8条の2第3項の市長が規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 勤務場所の周辺又は第4条の2第3項の規定により決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして市長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

(2) その利用について職員の配偶者若しくは条例第7条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして市長が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないこ

とが著しく不適當であると市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に定める要件とする。

（駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員）

第4条の7の3 条例第8条の2第3項の市長が規則で定める職員は、第4条の7第2号に掲げる職員とする。

（駐車場等に係る通勤手当の額）

第4条の7の4 条例第8条の2第3項第1号の市長が規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円）とする。

(1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）

が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 市長が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

第4条の8第4項中「第8条の2第4項」を「第8条の2第5項」に、「前条第3号」を「第4条の7第3号」に、「前条第2号」を「第4条の7第2号」に改める。

第4条の10中「第8条の2第5項」を「第8条の2第6項」に改め、同条第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に改め、「運賃等の額」の

次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第 2 項及び第 3 項中「第 8 条の 2 第 5 項」を「第 8 条の 2 第 6 項」に改める。

第 4 条の 1 1 第 1 項中「第 8 条の 2 第 6 項」を「第 8 条の 2 第 7 項」に改める。

第 1 1 条第 1 項中「在職した」を「勤務した」に改め、同条第 2 項中「前条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する」を「前条第 2 項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する」に改める。

第 1 1 条の 2 第 2 項中「前条各号」を「前条第 1 項各号」に、「在職した」を「勤務した」に改める。

（初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）

第 2 条 初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和 4 1 年 1 1 月生駒市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「（その者の経験年数のうち 5 年を超える経験年数（第 2 号又は第 4 号に掲げる者で必要経験年数が 5 年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて市長が定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、1 8 月）」を削り、「に 4」の次に「（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものにあつては、0）」を加える。

別表第 2 中

2	2	市長が別に定める。
9	1 1	
2	2	
1 1	1 3	
2	2	
1 3	1 5	
2	2	
1 8	2 0	

を

「市長が別に定める。」

に改める。

(生駒市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第3条 生駒市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則（令和2年3月生駒市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第2項及び第3項」を「この条」に改め、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第8条の2第3項に規定する駐車場等（第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とする場合における費用弁償の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる費用弁償の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る費用弁償 次のア又はイに掲げる額のいずれか低い額

ア 給与規則第4条の7の4の規定の例により算出した額

イ $5,000$ 円を21で除して得た額に実際に勤務した日数（月額により報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては、市長が定める通勤所要回数）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(2) 前号に掲げる費用弁償以外の費用弁償 前項の規定による額

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から駐車場等（生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和 8 年 3 月生駒市条例第 号）第 1 条の規定による改正後の生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年 7 月生駒市条例第 2 3 号）第 8 条の 2 第 3 項に規定する駐車場等をいう。以下同じ。）を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至ったものは、第 1 条の規定による改正後の給料等の支給に関する規則第 4 条の 2 の規定の例により、その実情を届け出なければならない。
- 3 前項の規定は、施行日前から駐車場等を利用している会計年度任用職員（生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 9 月生駒市条例第 2 2 号）第 1 条に規定する会計年度任用職員をいう。）であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同条例第 2 5 条第 2 項の規定によりその例によることとされた改正後の生駒市の一般職の職員の給与に関する条例第 8 条の 2 第 3 項の職員たる要件を具備するに至ったものについて準用する。